

令和8年1月21日からの大雪に伴う電気料金の特別措置について

このたびの大雪により被災された皆さまに、心よりお見舞い申しあげます。

弊社は、このたびの災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のうち、お申し出いただいたすべてのお客さまに対して、電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

災害救助法の適用地域については、内閣府による「令和8年1月21日からの大雪に係る災害救助法の適用について」に準じて更新されます。最新情報は、「[内閣府発表_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。

2026年2月4日時点での特別措置の対象地域については、以下の通りです。

記

< 災害救助法の適用地域 >

【青森県】青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、中津軽郡西目屋村

【青森県東津軽郡】今別町、蓬田村、外ヶ浜町 【青森県西津軽郡】鰺ヶ沢町、深浦町

【青森県南津軽郡】藤崎町、田舎館村、大鰐町 【青森県北津軽郡】板柳町、鶴田町、中泊町

【青森県上北郡】野辺地町、六ヶ所村

【秋田県】能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町

【新潟県】小千谷市、魚沼市、長岡市、上越市

※ 適用となる地域は内閣府発表の市町村及び隣接の市町村となります。適用となる市町村の詳細については内閣府の発表を参照ください。上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

< 特別処置の内容 >

① 支払期日の1ヶ月延長

2025年12月分※、2026年1月分、および2026年2月分、2026年3月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヶ月間延長いたします。

※ 2025年12月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象

② 不使用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月の次の月分の電気料金から6ヶ月間に限り、電気料金を申し受けません。

③ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2026年7月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

< 特別処置の申込み方法 >

この特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社エフエネ お客様サポートセンター

電話番号：0570-011-663（音声案内にそって、番号の5を押してください）

営業時間：10:00～17:30（土日祝を除く）

以上